日調連発第４０５号
令和５年３月３０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

申請用総合ソフトのバージョンアップ及び登記・供託オンライン登記申請システムの機能追加について（お知らせ）

申請用総合ソフトにおける機能の一部を改修することに伴い、同ソフトのバージョンアップ（7.9A→8.0A）を行う必要があり、本月 31 日（金）の午後 10 時以降に申請用総合ソフトを起動すると、最新バージョンの同ソフト（8.0A）への更新通知（「利用可能な更新があります」ダイアログ）が表示される旨登記・供託オンライン申請システムのウェブサイト（下記 URL）に案内されております。

また、登記・供託オンライン申請システムにおいて、Web ブラウザを用いたオンラインによる登記の申請等を可能とする Web アプリケーションである「かんたん登記申請」を提供する旨同ウェブサイトに案内されておりますので、併せて貴会所属の会員に周知いただきますようお願いします。

なお、「かんたん登記申請」については、法務省民事局民事第二課から参考資料が提供されておりますので、別添のとおり送付します。

記

１　申請用総合ソフトのバージョンアップ（7.9A→8.0A）及び登記・供託オンライン申請システムの改修についてについて（令和５年３月 20 日付け）
https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/information/info_202303.html#HI20230317256１

２　改修内容及びバージョンアップの実施方法について
https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/static/softversionup_230320425.pdf

参考資料

「かんたん登記申請」の概要

○ 「かんたん登記申請」の概要

「かんたん登記申請」とは、登記・供託オンライン申請システムのホームページ（登記ねっと・供託ねっと）上において新たに提供する、**Ｗｅｂブラウザから登記手続を可能とするサービス**である。

これまで、申請用総合ソフト等のソフトウェアを利用する必要のあった登記手続について、本サービスを利用することで、Ｗｅｂブラウザ上で申請書の作成から電子署名の付与・申請書の送信、処理状況の確認ができるようになる。



○従来の「申請用総合ソフト」との違い

「かんたん登記申請」と従来の「申請用総合ソフト」の違いは以下のとおり。

「かんたん証明書請求」と同様に、利用者環境ではなく登記・供託オンライン申請システムにおいて申請情報等のデータを保持することとなるため、ソフトウェアのインストール等の作業が不要となり申請人の負担は軽減されるものの、複数の申請の作成・送信をすることができないことや手続終了から９２日後に申請情報等のデータが削除されるなどの制約もある。

かんたん登記申請

都度必要となった際に負担なく かんたんに申請を行いたい利用者向け

- 登記・供託オンライン申請システムで取り扱う一部の手続のみ申請可能です。
- 行いたい申請ごとに申請書の作成から電子署名の付与、申請書の送信までを一連の流れで行うことができます。
- 問診に回答することで行うべき申請の様式へと自動で案内がされます。
- 処理状況の確認は、手続完了後９２日間であれば可能です。
- 申請情報及び公文書の管理は自己管理が必要です。

申請用総合ソフト

定期的に申請手続が必要となる利用者や 様々な申請を行いたい利用者向け

- 登記・供託オンライン申請システムで取り扱う全ての手続を申請可能です。
- 複数の申請書を並行して作成・送信ができ、また、過去に行った申請データの再利用ができます。
- 各種手続の申請書の入力事項を自分で追加・削除することができ、一部の手続では申請書の記載例を用意しています。
- 処理状況の情報は、申請用総合ソフトに保存されるため、いつでも確認することが可能です。
- 申請情報及び公文書の申請用総合ソフトによる管理が可能です。

○ 「かんたん登記申請」の取扱い対象手続

「かんたん登記申請」においては、**不動産登記手続における登記名義人表示変更の登記の申請**及び**商業・法人登記手続における印鑑証明書の交付の請求**を、令和５年度のサービス開始直後の取扱い対象手続としている。

その他の手続については、従来どおり、申請用総合ソフトやかんたん証明書請求等のサービスを用いる必要がある。

令和６年度においては、不動産登記手続における建物の滅失の登記の申請、商業・法人登記手続における役員の氏名や住所の変更の登記の申請及び成年後見登記手続における各種申請・請求を取扱い対象手続とする予定である。

また、今後、不動産登記手続における所有者不明土地対策関係の手続等各種手続についても、随時取扱い対象とする予定である。



○ 「かんたん登記申請」の操作について

「かんたん登記申請」における申請書の送信までの操作の流れについては、以下のとおり。

１　利用場面選択



申請人は、「利用場面選択」画面において、行いたい手続を選択する。

「かんたん登記申請」においては、登記の目的に応じた手続名と合わせて、当該手続が必要となる場面を合わせて表示しており、自らが行う必要がある手続について、より容易に選択することを可能としている。



利用場面を選択すると、「利用場面選択−問診」画面において、当該利用場面に応じた問診が表示されるため、申請人は、当該問診に回答する。

問診に回答することにより、後に行うこととなる申請情報の入力について、問診に対する回答に応じた内容があらかじめ入力されることとなり、入力作業の簡素化や誤入力の防止を図っている。

2　事前準備の確認



問診に回答し終えると、「事前準備」画面が表示され、「かんたん登記申請」を利用するための事前準備について案内を行う。

「かんたん登記申請」においては、当該画面までをログイン前に表示する内容としており、事前にパソコンの環境設定だけでなく電子証明書が必要である旨や問診結果に応じた一般的に必要となる書類等を案内することにより、申請人の手戻りを防止することとしている。

3　申請情報の入力等



ログイン後、「申請情報入力」画面が表示されるため、申請人は、表示される項目に必要な内容の入力を行う。

項目によっては、問診に回答した結果に応じた内容があらかじめ入力されており、申請人は必要に応じてその内容を修正することもできる。

また、当該画面上で申請情報の入力から添付情報に係る操作（添付や電子署名の付与）までを一連の流れで行うこととしており、申請人は画面に沿って操作することにより、必要な操作を行うことができる。

４　電子署名の付与、申請情報の送信



申請情報の入力や添付情報の添付を終えると、「電子署名の付与・申請情報の送信」画面が表示されるため、申請人は、申請情報への電子署名の付与を行い、その後、申請情報を送信する。

「かんたん登記申請」においては、従来困難であったＷｅｂブラウザ上での電子署名を可能としている。

なお、カードタイプの電子証明書を利用する場合には、「マイナポータルＡＰ」や法務省が提供する「かんたん登記申請電子署名ブラウザ拡張機能」が必要である。

５　処理状況確認（電子納付、補正・取下げ、電子公文書の検証）



申請情報の送信後、申請人は、「処理状況の確認」画面において、申請した内容の処理状況を確認することができる。

基本的には、「かんたん証明書請求」等の「処理状況確認」画面と同様であり、申請情報の送信後、本画面から電子納付を行うことができる。

また、不動産登記における名義人の表示の変更の登記の申請といった甲号申請を取り扱っているため、本画面から、補正や取下げを行うことができる。

これらの電子納付や補正といった申請人に対応を求める内容については、次に申請人が行うべき内容としてオペレーターのアイコンにて申請人に案内をしており、申請人が一見して次に行う必要がある行動が分かるようにしている。

また、登記完了証等の電子公文書については、手続終了後に本画面からダウンロードが可能であり、また、画面上部のボタンから、当該電子公文書の署名の検証を可能としている。